

広島高裁総第001147号

(庶ろ－03)

平成24年12月26日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

広島高等裁判所長官 永 井 敏 雄

調停運営協議会の協議結果の要旨について

(7月20日付け民二第005915号に対する報告)

下記のとおり開催した標記の協議会の結果要旨は、別添のとおりです。

記

- 1 日時 11月8日(木) 午後2時20分
- 2 場所 広島家庭裁判所大会議室

平成24年度広島高等裁判所管内調停運営協議会結果要旨

第1の1について

- 民事調停でも、事実関係をできる限り正しく把握する必要がある、そのためには、当事者双方から証拠を提出してもらわなければならないので、当事者双方に対し、その旨を丁寧かつ分かりやすく説明して、証拠書類の提出等に応じるよう説得すべきであるという意見が大勢であった。
- また、当事者の一方だけが証拠書類の提出等に応じ、他方が応じない場合の対応については、当事者の一方から提出された証拠を他方に開示することの事前了解を得ておいたものについては他方に開示するという意見や、当事者の一方から提出された証拠は他方に開示した上で、他方に対し、調停で解決することのメリット等を説明して、証拠を提出するように説得するという意見があった。
- 訴えを提起する前に、申立人が、相手方がどの程度証拠を持っているか、その手の内を探るために調停を申し立てるような場合の対応については、申立人の意図がそのようなものであったとしても、調停として申し立てられた以上、調停委員会としては、調停での解決に向けて努力すべきであるから、双方から証拠が提出されるよう説得すべきであるという意見や、そのような場合には、評議を活用して、どう対応するか調停主任と協議すべきであるという意見があったが、相手方から提出された証拠の申立人への開示は慎重にすべきであるという意見もあった。

(裁判官のコメント)

- 証拠等の提出については、第1回調停期日における調停手続の説明の段階で、調停といっても、真相の把握ができないと実情に即した解決ができないので、当事者双方にそれらの提出をお願いし、当事者の一方から提出された証拠は他方に開示することの事前了解を得ておくのが相当ではないか。
- 当事者の一方しか証拠を提出せず、他方がどうしても調停委員会の説

得に応じないような場合、証拠を提出した一方当事者は、裁判所で事案の真相を解明してほしいとの期待があると思われるので、事案によっては、一方当事者から提出された証拠のみで事実を認定し、17条決定も視野に入れて、解決案の策定や説得を行っていくことも考えるべきであろう。

- 申立人の調停申立てのきっかけが仮に相手方の手の内を探るためであったとしても、調停委員会としては、調停の申立てがあった以上、調停での解決に向けて最善を尽くすという方向で活動していくのが相当ではないか。

第1の2について

- 簡易、迅速、低廉といった調停手続の特性を失わず事実関係をどこまで明らかにするかについては、これまでは当事者の事情聴取が中心であったが、今後、民事調停の紛争解決機能を高め、当事者の納得性の高いものにするためには、事実の調査や証拠調べをすることも必要ではないかという意見があった一方、事実の調査や証拠調べは、時間や費用がかかるので、調停の本旨と相容れないのではないかという意見もあった。
- 民事調停規則9条、12条から14条までの手続について、各庁の協議員から、ほとんど活用されていないとの報告があった。
- 民事調停規則12条の参考人の事情聴取については、参考人を巻き込んで紛争を拡大しないように注意しながら行うのが相当との意見や、参考人は、多くの場合いずれかの当事者寄りであると思われるので、当事者が連れてくれば事情聴取するというスタンスがよいのではないかという意見があった。

(裁判官のコメント)

- 調停事件は、裁判官の関与の度合いによって、事実の認定が必要な複雑困難事件類型や感情的な対立のみの事件類型等に分類できるが、調停機能の充実、強化のためには、初期の段階での事案の見立てや振り分け

をきちんと行い、事実認定をきちんとするという事案については、調停手続の中での限られた真相解明ツールである事実調査等を、事案に応じて、十分活用されたい。

- 広島簡裁では、敷金返還請求事件で、調停委員会が真相解明のために必要と判断して、敷金の授受を担当していた不動産管理会社の元社員を参考人として呼び出して事情聴取をした例や、賃貸借契約の終了による原状回復請求事件で、現地に赴いて状況を確認したところ調停が成立した例がある。

第1の3について

- 17条決定の活用状況について、各庁から、①事実認定が容易で、感情的な対立だけという事案について、評議を経て、17条決定をしたことがある、②ある裁判官は、平成24年1月から9月までの間に、一般調停で6件の17条決定をし、そのうち1件で異議が出された、③これまで17条決定をした例はないが、今後、活用したい、④17条決定は、保険会社から決定があれば受け入れると言われたり、地方自治体から決定があれば議会の承認が得られると言われたときにしたことがあるが、異議が出るかどうか分からないときにしたことはない、といった報告があった。

(裁判官のコメント)

- 先日の簡裁民事事件担当裁判官等協議会では、調停機能の充実、強化を図るための具体的方策について、①第1回調停期日までの事前準備をしっかりと行い、双方の言い分や事実認定の資料を収集する、②第1回調停期日前の評議を充実させ、争点、必須聴取事項等について確認しておく、③その後、事実の整理、認定、調停案の策定というそれぞれの節目で評議をしていく、そして、調停案で調停委員が当事者を説得し、場合によっては、調停主任が心証を開示して説得し、それでもなお説得に応じないときは、調停案に基づいて17条決定を出すという方法が相当で

あるという認識が示されたので、参考にされたい。

- 17条決定は、異議が出ないことを前提に出すということではなく、異議が出ても、紛争解決への足がかりとしての意義はあるであろう。また、決定の理由は、調停案によって当事者を説得する中で、調停委員会の考え方を示しているの、簡単なもので差し支えないであろう。

第2の1について

- ①調停委員が、調停期日において当事者から聴取した事情を、補助シートを活用して整理して、子の意思の把握に努めている、②把握した子の意思については、調停委員会として認識を共有した上で、当事者との間でも共通認識を持つように努めている、③裁判所で開催されたセミナーで、補助シートや手続フローを用いながら、子の意思の把握・考慮について説明を受けたといった取組例が紹介された。
- 子は、一般的に、親との関係において、迎合したり、萎縮したり、計算したりしがちであるが、調停委員が、調停期日において当事者から聴取した事情を、そうした子の傾向を踏まえた上で、評価、分析して、子の意思の把握につなげることは必ずしも容易ではなく、今後も引き続き検討が必要であろうとの問題意識が述べられた。

(裁判官のコメント)

子は、調停事件の当事者ではないが、調停の結果により様々な影響を受けることになる。調停委員会としては、より広く子の意思を考慮した調停運営を行うことで、子の権利を守り、子の幸福を実現することが求められているところ、子の意思や心情を把握するよう努め、その上で、当事者に対し、子の意思を考慮した適切な解決策を検討するよう促したり、子の利益にかなった調停案を提示したりする必要がある。

調停において子の意思を把握し、考慮していく主体は調停委員会であるから、まずは調停委員会が、当事者からの事情聴取を通じて、子の意思の把握を試みることになる。親が冷静に子の意思を把握することができ、そ

れを語ることができれば、それが真の子の意思を反映していることが十分期待されるので、それをもって、子の意思を把握し、考慮することが可能となる。しかし、親は冷静さを失っていたり、自分に都合良く子の意思を理解して主張している場合が少なくなく、親が語る子の意思が子の真意とは言えない場合もあるだろう。また、子は、その置かれた状況や年齢等によっては、意向について言語で表現することが困難な場合もあること、一方当事者から聴取した子の意向については、その当事者からの影響が及んでいる可能性もあること、あるいは、親に対する葛藤から、その心情を素直に語れない場合もあること等にも留意する必要がある。出題にあるような小学三、四年生くらいの子であれば、年齢的にある程度の意思の表明が可能になるものの、一緒にいる親からの影響を受けている可能性もあり、言語的表現のみから真意を把握できるとは限らないであろう。他方、思春期の不安定な時期を迎えた中学生であれば、親に対して複雑な心情を抱いている場合もあり、親に真意を語ることができるとは限らないと思われる。調停委員会としては、当事者からの事情聴取に当たって、以上のような視点を持ちながら、子の意思の把握を慎重に行う必要がある。そのためには、調停委員会が、子についての詳しい状況（家や学校での様子等の具体的な監護状況、日頃の親子の関係、子の発言や行動）を当事者から聴取し、子の置かれた立場、状況等を理解した上で、その状況から推察される子の意向や心情を把握するよう努めることになる。

双方当事者からの聴取内容に大きな齟齬がない場合には、子の意思を推認でき、子の意思を把握できたと評価してよい場合が多いであろうが、子の状況についての内容が一致しない場合や、子が父母の紛争に巻き込まれている等、子の福祉を害するような問題があることがうかがわれる場合には、さらに詳細に子の意思を把握する必要がある。その方法としては、調査官調査の活用が中心となるが、子の年齢や発達程度、あるいは、当事者間の紛争性の高さに応じて、調査の要否や、調査の目的、調査方法等を、